

(別紙1)

ナベヅル、マナヅル保護に必要な配慮事項と対象地域

1. 配慮事項

(1) 銃猟について

銃声に驚いて飛去してしまいますので、ツルの飛来地域周辺での銃猟はご遠慮ください。

(2) ツルとの距離について

ツルは非常に警戒心が強く、人の接近を嫌いますので、ツルを見かけたら200～300mの距離を保つようにしてください。300m以内でツルと出会ってしまったら、車の場合は、そのまま通りすぎてください。ツルを見ようとして止まったり、車内から出たりすると、ツルが警戒して飛び去ることがあります。徒歩の場合は、可能であれば迂回を、無理であれば急な動きはせずに通行してください。また、犬も警戒しますので、散歩中は飼い犬を放さないようにしてください。

(3) ねぐらへの立入りについて

河川や湿地、ため池の浅瀬をねぐらとして利用します。特に夜間はツルの警戒心が強いので、日の入1時間前～日の出1時間後は、ツルのねぐら及びその周辺に立ち入らないよう、さらに車のヘッドライトを向けないように、ご協力をお願いします。

(4) その他

・ツルの近くでの工事作業等、ツルへの影響が懸念される活動がある場合は、実施場所や期間、時間等について、ご配慮をお願いします。

・ツルの渡来場所の詳細が報道されると、カメラマンや見物客が増えてツルに影響が出る場合がありますので、情報の取り扱いについては、地元の保護団体等関係者にご協議ください。

2. 対象地域

(1) 徳島県

- ・海陽町海部川下流域及び周辺水田
- ・阿南市那賀川下流域及び周辺水田
- ・阿波市吉野川流域及び周辺水田

(2) 香川県

- ・丸亀市南部ため池群及び周辺水田
- ・三豊市高瀬川河口域及び周辺水田（三豊海岸）
- ・高松市南部ため池群及び周辺水田

(3) 愛媛県

- ・四国中央市関川河口域及び周辺の水田地帯

- ・西条市加茂川・中山川河口域及び周辺の水田地帯
- ・愛南町広見
- ・西予市宇和町宇和盆地

(4)高知県

- ・四万十市四万十川下流域、中筋川下流域及び周辺の水田地帯
- ・宿毛市小筑紫町福良川下流域及び周辺の水田地帯
- ・南国市及び香南市物部川下流域及び周辺の水田地帯

※上記地域以外にツル類が飛来した場合はこの限りではありません。

※飛来地の詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

【各地のツル情報の問合せ】

- ・日本野鳥の会徳島県支部(徳島県)
電話：0886-33-0180 Fax:0886-32-0170
- ・日本野鳥の会香川県支部(香川県)
電話：090-9458-4414(矢本)
- ・日本野鳥の会愛媛(愛媛県)
電話/Fax: 089-923-3081
- ・四国ツル・コウノトリ保護ネットワーク(高知県)
電話/Fax:088-841-5400 Eメール:ecotrust@me.pikara.ne.jp

3. 期間

2016年10月中旬～2017年3月末